

1 義援金

(平成13年12月末現在)

米子市への義援金	35,598,746円	416件 (うち32,000円(4件)は第2回義援金配分委員会後に受入れ)
鳥取県からの義援金 (第1回)	51,600,000円	鳥取県共同募金会・日赤鳥取県支部・NHK・鳥取県
鳥取県からの義援金 (第2回)	50,651,000円	〃
合 計	137,849,746円	

2 配分状況

ア 第1回義援金配分委員会 (平成12年12月20日開催)

* 87,166,746円の配分について

区 分	配 分 金 (円)			対 象 者 (件)			配 分 総 額 (A) × (B)
	米子市分	鳥取県分	計 (A)	配分済	未配分	計 (B)	
重傷者	20,000	70,000	90,000	8	0	8	720,000
全 壊	28,000	100,000	128,000	100	0	100	12,800,000
半 壊	10,000	35,000	45,000	1,098	6	1,104	49,680,000
合 計							63,200,000
残 金	(87,166,746円 - 63,200,000円)						23,966,746

注) 残金については、第2回配分委員会で検討。
半壊1,104件は5件の辞退者を除いたもの。

イ 第2回義援金配分委員会 (平成13年6月6日開催)

* 74,617,746円 (23,966,746円 + 50,651,000円) の配分について

区 分	既 認 定 者 (A)			新 た な 認 定 (B)		総 額 (A) + (B)	参 考 (第1回 + 第2回配分金)
	配分金	対象者	配分総額	対象者	配分金(見込み)		
重傷者	100,000	8	800,000	—	—	800,000	190,000
全 壊	28,000	100	14,200,000	—	—	14,200,000	270,000
半 壊	10,000	1,104	55,200,000	8	760,000	55,960,000	95,000
合 計			70,200,000	8	760,000	70,960,000	
残 金	(74,617,746円 - 70,960,000円)					3,657,746	

注) 残金は、平成14年10月5日までの間、住宅復興補助制度による住宅建設の補助申請で、全壊・半壊のり災証明書が交付された者に配分する。

3 義援物資種目別受入状況

年月日	品名	単位	受	寄附者
H12.10.7	ミネラルウォーター	本	12,600	アサヒ飲料株式会社
	タオル	枚	100	株式会社ぎょうせい中国支社長
	軍手	足	1,200	株式会社ナンバ
	ミネラルウォーター	本	1,800	サントリーフーズ中国支社
	ハイゼックス包装食	食	310	米子市福祉ボランティアセンター
	パン・ハム	個	250	義方小学校PTA
	新聞	部	400	山陰中央新報社
	パン	個	500	山崎製パン株式会社米子出張所
	菓子	箱	563	寿製菓株式会社
	バナナ	本	500	米子青果株式会社
	おにぎり	個	320	米子青年会議所
10.8	パン	個	450	(株)高島屋米子店店長 佐川徹 様
	お茶	個	300	〃
	弁当	個	100	株式会社マイカルサンイン米子サティ店長 潮進 様
	弁当	個	150	〃
	オードブル	個	3	〃
	牛乳	個	400	大山乳業農業協同組合組合長 幅田信一郎 様
	トイレ紙	巻	576	有限会社サンインマルイ
	介護用パンツ	枚	84	
	リハビリ用パンツ	枚	60	
	ポケットティ	個	360	
	新聞	部	400	山陰中央新報社
ブルーシート	枚	94	大山町日赤奉仕団委員長 林原隆英 様	
バナナ	箱	24	米子青果株式会社	
10.9	牛乳	個	500	白バラ商事株式会社代表取締役 松本啓 様
	パン	個	300	米子市福祉ボランティアセンター
	牛乳	個	100	米子中酪牛乳販売有限会社
	コーヒー牛乳	個	100	〃
	新聞	部	150	山陰中央新報社
	パン	個	2,700	山崎製パン株式会社米子出張所
	パン	個	150	第一屋製パン株式会社大阪空港工場

年月日	品名	単位	受	寄附者
10.10	フードパック	個	1,000	上田包装企業株式会社
	カロリーメイト ポカリスエット	個	300 300	大塚製薬株式会社米子出張所
	おにぎり	個	2,190	皆生温泉旅館組合
	みかん	10kg箱	230	東亜青果株式会社
	牛乳・ジュース	個	500	米子中酪牛乳販売有限公司
10.11	土のう袋	枚	300	北陽株式会社
	フレコンパック 土のう袋	袋	100 1000	美保テクノス株式会社
	タオル	枚	360	野村証券株式会社米子支店
10.12	みかん	10kg箱	150	大崎上島みかん共同選果場
	入浴券	枚	平日 250 土日 125	皆生温泉観光株式会社
	入浴サービス	台(バス)	9	皆生温泉旅館組合
	ウーロン茶	2L	52	森田勝視 様
	日常生活用品セット	セット	85	救世軍本営社会部
	コピー機	台	2	有限会社福井事務機
10.13	エムコール	30kg袋	100	シンレキ工業株式会社
	ポリ容器	100個入箱	4	森本スミ子 様
10.20	のど飴	10個入り箱	12	伊丹NPOセンターT・C・C代表 赤松弘揮 様
	ボールチョコ		12	
	フルーチョコバナナ		6	
10.23	トイレットペーパー	個	60	株式会社サニクリーン広島米子営業所所長 川口重明 様
10.24	ニット製品	小包	1	松任安田郵便局長
10.27	コピー機	台	4	富士ゼロックス株式会社
	コピー機	台	2	株式会社ケー・オウ・エイ
11.27	電気製品	個	39	中国電力株式会社鳥取支店支店長 沖 純次 様
11.29	災害救助用毛布	枚	40	ライオンズ国際財団 (LCIF)
12. 6	柚子	18kg箱	200	徳島県小屋平村

① 鳥取県西部地震に係る被災地現地視察

(総務文教委員会・民生環境委員会)

視察日時 平成12年10月17日(火)
午前9時30分から午後0時40分

視察場所 彦名干拓地(農地、水鳥公園、市道、農道)
富益団地(家屋、市道)
さくら保育園
吉谷団地(石垣)
重要文化財内町後藤家

(産業経済委員会・建設水道委員会)

視察日時 平成12年10月17日(火)
午前9時30分から午後0時20分

視察場所 彦名干拓地(農地、水鳥公園、市道、農道)
彦名三番川
安倍彦名団地(住宅・市道)
安倍一番川
住吉公民館(避難所)
住吉校区大沢川暗きよ(住宅・マンホール)
旗ヶ崎承水路脇市道
旗ヶ崎食品団地(魚市場・事務所)

2 意見書

平成12年11月6日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
大蔵大臣
農林水産大臣
建設大臣
自治大臣
国土庁長官
殿

米子市議会議長 平田 賢

鳥取県西部地震災害復旧に関する意見書

去る10月6日に発生した鳥取県西部地震により、鳥取県西部の各自治体は甚大な被害を被ったところである。

幸いにも死者、火災による被害はなかったものの、市民生活を直撃する多数の家屋の全半壊、ライフラインの被壊を初め、各方面に甚大な被害を受けており、中でも弓ヶ浜半島部においては、干拓農地を初め、全般にわたり液状現象による壊滅的ダメージを受けている。

現在、米子市においては、余震が続く中、関係者が総力を上げて懸命な災害復興に取り組んでいる状況である。

このような状況の中、地元住民の切なる願いは、一日も早い災害復興であり、国の関係機関による手厚い支援である。

については、こうした深刻な状況をご理解いただき、国会（政府）においては、激甚災害指定並びに特段の財政支援等の措置を講じられるよう強く要望する。

平成13年3月27日

衆議院議長 殿
参議院議長

米子市議会議長 平 田 賢

被災者住宅再建支援のための基金の創設を求める意見書

平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震で、本市では甚大な被害を被り、現在、懸命に災害復興に取り組んでいるところであるが、被災者の生活基盤となる住宅復興をしなければ地域の活力を維持することは困難である。そのため、鳥取県では、自然災害に伴う住宅再建に対して公的支援を行うため、県と全市町村が協力して、被災者住宅再建支援基金を創設することを検討している。

しかし、自然災害からの地域の再建は、地方自治体だけの責務ではなく、国の責務でもあることから、国において全国規模の基金を創設することが望まれるところである。

よって、国会においては、被災者の住宅再建に対する公的支援制度に関し法律を整備するとともに、全国規模の基金を早急に創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

自然災害により住宅に著しい被害を受けた者に、被災者住宅再建支援金を交付することにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的として、鳥取県被災者住宅再建支援制度が創設された。

平成12年鳥取県西部地震の支援制度である住宅復興補助制度をもとに、鳥取県と県内39市町村とで基金を創設し、毎年2億円を25年間で50億円を積み立てる。

これを受け、米子市議会9月定例会において、米子市被災者住宅再建支援交付条例が可決、制定され、10月6日から施行された。

支援金の8/10を基金から、1/10ずつを県と市町村が負担する。

詳細は、今後参加市町村と県とで協議して決定されるが、住宅の建替えに300万円、補修に150万円（うち2/3）を支援金として交付する予定。

■米子市被災者住宅再建支援金交付条例

（目的）

第1条 この条例は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた者に被災者住宅再建支援金（以下「支援金」という。）を交付し、その生活基盤の再建に資することにより、被災者が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって被災地域の維持と再生を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じた災害であって、県内で10戸以上の住宅が全壊したもののその他被災地域の崩壊を招くおそれのある重大な被害を生じたもので、市長がその被害について支援金を交付する必要があると認めて指定したものをいう。

（支援金の交付）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、別表の左欄に掲げる被災者住宅再建事業を行う同表の中欄に掲げる交付対象者に対し、予算の範囲内において支援金を交付する。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、別表の右欄に掲げる交付額以下とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

■米子市被災者住宅再建支援金交付条例（第3条、第4条関係）

被災者住宅再建事業	交付対象者	交 付 額
1 自然災害により全壊し、又は半壊した住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分のうち、その所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として市長が別に定める者（以下「所有者等」という。）が生活の本拠とするものに限る。以下同じ。）その他自然災害により居住することが困難となった住宅（以下「全壊住宅等」という。）に代わる住宅の新築又は購入（市内におけるものに限る。）	全壊住宅等の所有者等	全壊住宅等に代わる住宅の新築又は購入（自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）の翌日から起算して2年を経過する日までに当該新築又は購入について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約（所有者が自ら新築する場合その他の契約をしない場合にあつては、着手とする。以下同じ。）をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。）に要する経費の額（全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。）
2 全壊住宅等の改築又は増築（全壊住宅等（当該全壊住宅等と同一の敷地内に存する別棟の浴室及び便所を含む。）の延べ面積の5割以上に相当する部分を建て替える場合に限る。）	全壊住宅等の所有者等	全壊住宅等の改築又は増築（発生日の翌日から起算して2年を経過する日までに当該改築又は増築について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。）に要する経費の額（全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。）
3 全壊住宅等その他自然災害により一部破損した住宅（以下「破損住宅等」という。）の補修のうち市長が別に定めるもの	破損住宅等の所有者等	破損住宅等の補修（発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該補修について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。）に要する経費（破損住宅等1戸につき150万円を限度とする。）のうち50万円以下の部分に10分の10を乗じて得た額と50万円を超える部分に3分の2を乗じて得た額の合算額（当該経費が50万円以下である場合にあつては、当該経費に10分の10を乗じて得た額）
4 前3項に掲げるもののほか、市長が別に定める事業	市長が別に定める者	市長が別に定める額

平成13年3月から4月にかけて、「鳥取県西部地震に関する被害と行動調査」を実施した。

以下は、その単純集計及び自由回答欄の意見を集約したもの。

1 調査の実施機関

- ① 米子市
- ② 北海道大学大学院工学研究課都市防災学研究室
- ③ 金沢医科大学救急医学講座

2 調査方法

世帯単位の記名調査

3 調査内容

- ① 震度調査（簡易版）
- ② 建物被害調査
- ③ 室内散乱状況調査
- ④ 人的被害調査
- ⑤ 米子市の対応に関する調査

4 調査対象世帯

市内の住家全壊世帯（99世帯）及び負傷者発生世帯（11人）

5 送付数

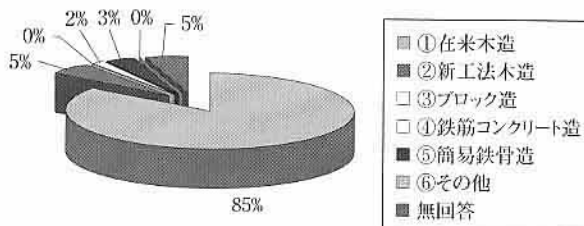
130部（内実送付数110部）

6 回収期間及び結果

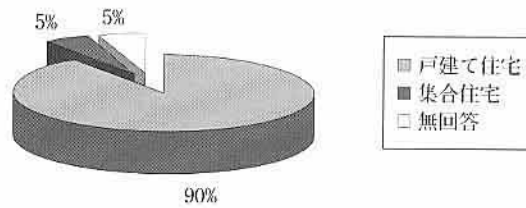
- ① 回収期間：平成13年3月24日～平成13年5月27日
- ② 回収結果：回収数61部（回収率55%）

7 調査結果報告

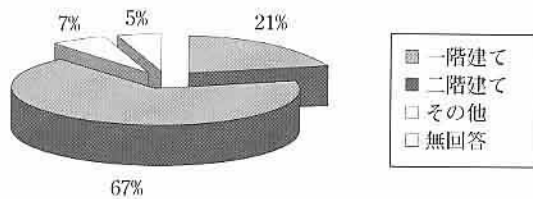
建物の構造



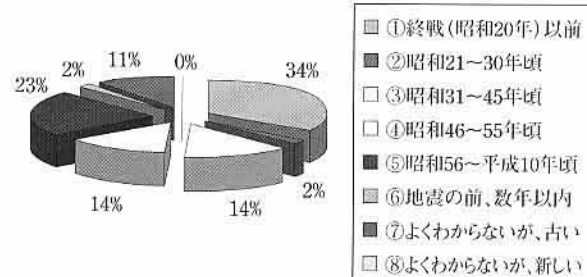
住宅の形式



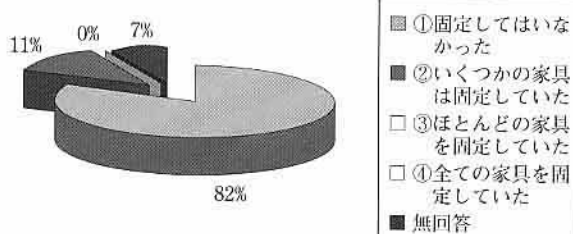
何階建てか



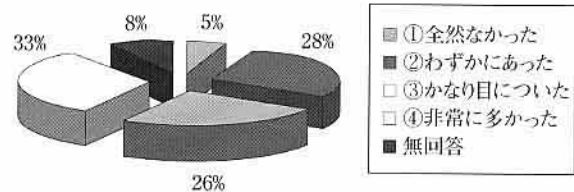
建物が造られた年代



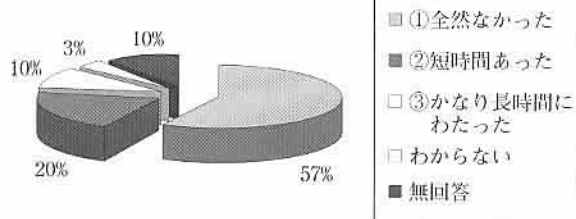
家具は器具を固定していたか



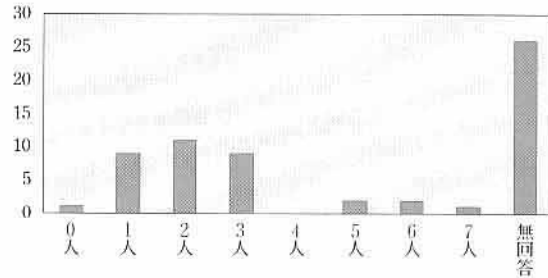
周りに家屋の大きな被害が見られましたか



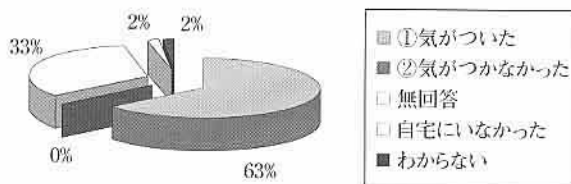
地震が原因の停電・給水停止などありましたか



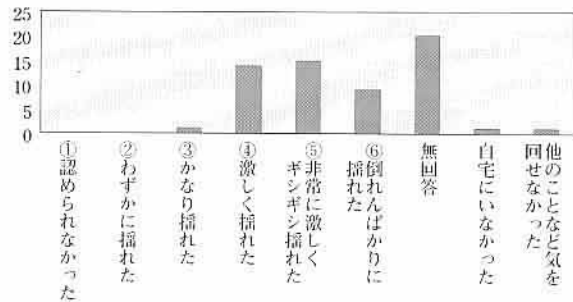
地震時に同居されていたご家族の人数



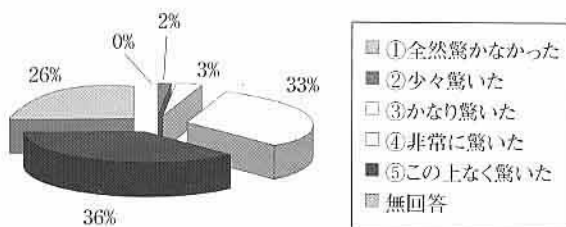
あなたは地震に気がつきましたか



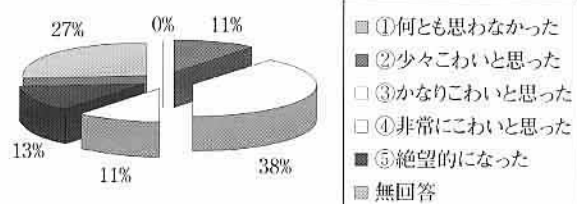
家全体としての揺れはどうか



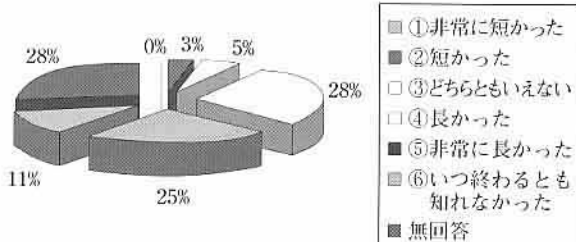
地震に気がついたとき驚きましたか



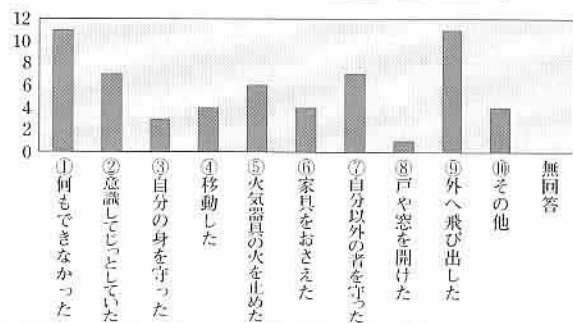
どの程度怖いと思いましたか



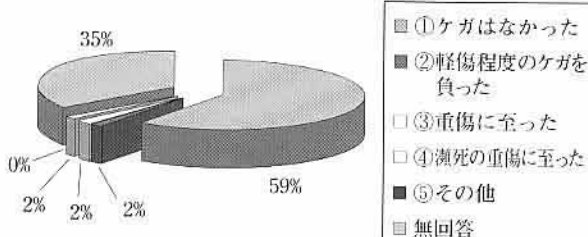
地震で揺れている時間をどう思いましたか



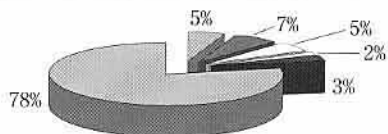
揺れている最中に何をしましたか



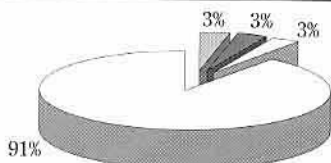
地震のゆれが終了した直後けがをしていましたか



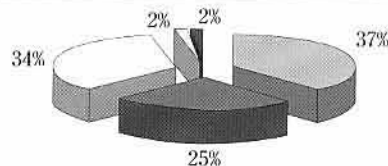
震災当初市役所に電話した番号は



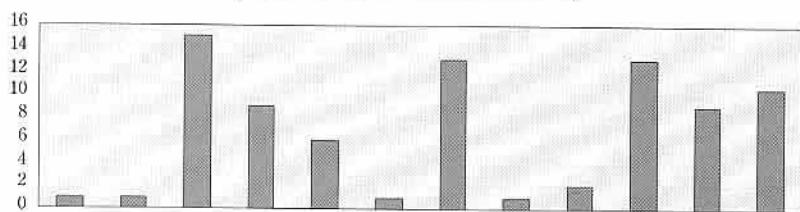
避難所の施設対応はどうでしたか



地震の際、防災無線についてどう思われましたか



地震後に行った対策は



〈自由回答欄〉

○今回の震災対策に関して、市役所に要望することを具体的にご記入ください。

- ・ガスもれ等が発生した時に2次災害を防ぐために、電話しても話し中で電話が通じない。こういうことにならないように直通になる電話番号を知りたい。米子市が作成して緊急の連絡先を自治会に配布してほしい。
- ・補助金の申請に対して高齢者の場合、手続きが出来にくいため市の出張、自宅サービスの充実と手続きの簡素化を要望します。市道(富益団地)の整備の早期着工。
- ・被災した立場は同じなのに収入によって制度が受けられないのは納得いかない。
手続きが二重三重の手間(精神的に参って居るのにです)
メンタル面でのフォローも何一つなく(安倍・彦名や大沢川周辺ばかり優先されて)、1ヶ月も我慢したが、いざ引越しを決意しても県営・民営には入居させてもらえなかった。
相談室の対応が被災者の気持ちを全然理解していない。
- ・市役所の皆様には親切にいろいろと教えていただき、心より感謝しております。何も要望することはありません。
- ・市の対応が非常によかったです。
- ・特にありません。
- ・度々相談に伺いましたが、いつも親切に対応していただき感謝しています。ありがとうございます。
- ・よかったこと
子供が小学校にいる時間でしたのでとても心配していましたが、防災無線で全員無事に校庭に避難していることがわかり、安心して学校に迎えに行くことができました。震災後公的援助の基準について知らせていただき、かつ手続きもしていただきとてもありがたかったです。
- ・要望することはありません。市役所の方の震災対策本部の方々はみんな親切で、丁寧で本当に助かりました。ありがとうございました。感謝しています。
- ・よい対処をしていただいたと思っております。心身ともに疲れているときボランティアさんにお世話になり、倒壊したブロック塀を片づけてもらい、非常に助かりうれしく思いました。
- ・高齢の方々にわかりやすいような手続き等の簡素化を望む。マスコミ・メディアからの情報の方が早く混乱した。

- ・今年の9月までに市住を出なくてはいけないので不安です。家具もそろえなくてはなりません。早く家が決まったらと思います。
- ・日常生活に困る事態にならず切実感はないが断水・停電・ガス切れになると大変だ。
普段の防災訓練が必要だ。
余震などで母屋が半壊となり解体→市の援助が助かりました。建築資金の優遇などの非常事態の対処。
- ・地震の後、家が全壊となりいろいろな手続きで市役所に行ったが、あの階に行ってください、1階に行ってくださいとなかなか統一できてなかった。あとで4階にまとまったが、県は県民室の窓口があり各担当の人が降りて説明にこられた。市は場所がわからず何度も行ったりきたりでした。対策として一本化され、課税課、建築課とわかれるなどの横のつながりをとった対策をしてほしい(書類をあっちこっち出すのでなく)。
- ・家が全壊でしたがお金がないため補強したくらいで墓も25体と灯籠6体が倒れ、なしも全部落ちました。補償を農協の共済で少々補うことができましたが、市のほうももっと考えてほしいです。
- ・後の補助的な部分がよかった。
一人暮らしで、高齢でないため、何の手助けもなく、瓦の整理、崩れた壁等の片づけが大変だった。屋根のテントはり等もできなかった。
- ・災害について日常心がけておくことを機会のあるごとに例えば各種会議や掲示板等において市民の常識として知らせる。災害時における避難所を知らせておく。
- ・防災対策本部は、早急に立ち上がってほしかった。
相談に行っても今年度がはじめてでわからないのは十分わかっているが、各部所に相談事項をたらいまわしにしてほしくなかった。
- ・震災により全壊認定を受け、新築を考え手続きを行っていたが、地主より地代をあげるといわれ断念せざるを得なかった。できることならば、震災対策法の中に故意的に家を壊した場合でないので、契約どおり同じ地代で建て直し、再建活動の後押しを市から行ってほしかった。市及び県の援助を受ける手続きを早く処理したにもかかわらず、土壇場で無意味になりその半年間、精神的不安を抱えながら生活を余儀なくされた。今後このようなケースはありえると思うので検討していただきたい!!
- ・わたしの家は借家なので屋根、壁面など全壊認定なれど何もしてもらえないことに不満である。
- ・初めての経験で市役所の方も大変だったことと思いますが、対応はかなり早いものだったと思います。電話の回線が繋がらずいろいろ心配します。また何かの災害に遭ったときは少しでも多くの情報を流していただきたいと思います。

- ・ 特になし
しいていえば、税金の免除手続き処理をもっと早くしてほしい。課にもよるが、申請から銀行振込終了まで3カ月もかかっている。
- ・ 特にありません。
このたびの地震に関してはありがたく感謝あるのみです。
- ・ 地震の状況を人が代わるたびに話をしなければいけないので面倒だったし、それだけでなく、いやだったことを何度も何度も話すことになり精神的につらくなった。
- ・ 家屋の被害を受けた世帯だけでなく、一家の大黒柱である主人が重傷を負い長期入院をしている我が家にも経済的な支援をしてほしいです。
- ・ 家が全壊し小さいところでも建てるにあたり義援金をいただき大変喜びました。
- ・ 市の担当者が廻ってこられ、危険だから退去といわれたが近くに避難所がない。近くの避難所を通知されたい。
- ・ 地震保険の加入をPRすべきだ。
- ・ 役所は本当に被害者のことを考えているのか、ただ仕事として義務的にしか対応をされていないように思いました。全員がそうであるとは思いません。ごく一部の人は親切でありました。支援、援助も市民に対しては十分に行ってほしい。
- ・ 我が家は今回市の方に大変お世話になりました。ありがとうございました。
- ・ 防災無線が家にいるとぜんぜん聞こえない(いつも)。
- ・ 被災者支援制度のことについて
相談窓口の担当者がうそをついたりからかったり、制度の内容について担当者によって言うことが違ったりして非常に腹立たしい思いをし市役所が信用できなくなった。もっとまじめにやれ!!

○今回の地震に関することで、自分自身に対する反省点があれば自由に挙げてください。

- ・ 今回のような大地震は鳥取県は来ないと思って安心していたが、この度の地震でいつどこに起こるかわからないと感じた。電話の不通によりパニックになった。いざという時は自分の身は自分で守らないといけないことを痛感した。

- ・ お店での買い物途中で地震に出会い、そのまま入院になったため家の事などのアンケートには答えられません。すみません。救急車を呼んだらしいのですが、いくら待っても来ませんでした。結局お店の人に近くの病院へ運んでもらいました。いっせいに地震や事故にあったら急には何もできないなと思いました。義援金をいただき沢山の人の助けをいただいで有難く思っています。
- ・ まさかと思うことが現実に起こり慌てております。これからいろいろと考えていきたいと思います。
- ・ 高いところに物を置くのをやめよう。すぐ避難できる場所を確認しておこう。
- ・ 私は地震の最中外に飛び出したために怪我をしました。
あの時家の中の机の下などにじっとしていたら怪我をせずにいたと思えます。
慌てて外に飛び出したことを本当に反省しています。
- ・ 自分は配達中、車のブレーキが利かなくなり非常にびっくりしました。いつでも止まれる安全運転が必要だと思いました。また家族二人いましたが無事でしたのでよかったと思います。
- ・ 今まであまり地震に関しては他所のここのように思っておりましたので、いざ地震というときの心構えがなく筆筒、家具等の設置等も考慮しなくてはいけないと思った。あまりあわてて外に飛び出し怪我をしないようにすること、非常袋を作っておくこと。
- ・ ボランティア精神の欠如
助け合いの精神を大切にしたいと思いました。
- ・ 想像だにしないことで驚くばかり。普段の備えが必要。
震度の割に被害少なく幸甚でした。備えあれば憂いなし、普段の心構えが肝心。
衣食住の大切さを知る。日本全体が自給率を高める施策。農業の大切さなど(国の施策)。棚の上にあまり物を載せない。家具等地震対策をしておく。
- ・ 少しでも家の補修は早くからしておくべきだと思った。家具等は固定すること。
- ・ 以前ある学者の方が地震について、日本のどの地方に地震の起こる可能性が高いか分析されたことをテレビで見ました。その時鳥取県西部は地震に対しての可能性が大変低いものでしたので安心しておりましたが、このたびの地震で私の家は全壊してしまいましたので大きなショックを受けました。自然はどこで何が起こるかもわからないことを痛感し、今後の教訓になりました。
- ・ 突然の天災に対しては、その最中は人間は何もできないことを痛感しただけ。
阪神大震災以降、非常持ち出しは常備しているが、とっさの場合持ち出すのは不可能である。その時々で対処するしかない。

- ・地震保険をかけていたので心強かった。県の対策も早い段階にできていたので心強かった。今回の地震はライフラインの被害は出なかった(我が家に関して)ので、地震後早い段階で普通の生活に戻れた。
 - ・地震の災害などというものは他のところのものと安心して何の対処もしていなかったこと。
 - ・対策に無関心であったこと。
 - ・食器棚の戸を開かないようにしておけば、食器の破損が防げたと思った。
 - ・我が家は建物も古く狭いためいろいろなものを上にのせていました。夜寝ているときだったら大変だったと思います。今なんとなく家が落ち着いていませんので、これからいろいろと考えてみたいと思います。提出が遅くなって申し訳ありません。もう二度とあのような地震が起こってほしくありません。一ヶ月間くらいは食事も睡眠も取れないような状態でした。
 - ・今回の地震の時自宅には誰一人おりませんでした。6人家族ですが、主人の母と主人は滋賀県の方に葬儀に出かけておりこちらにはおりませんでした。父も出かけており、子供は小学校と幼稚園に行っておりました。私はビデオレンタルと古本屋が一緒になっている本のコーナーで本棚と本棚の間で本を買おうとしていましたが、地震があって2 m近い本棚がドミノ式で次々と倒れてきてその下敷きになってしまいました。自力では出ることができず消防の方々に病院まで運んでいただきました。右腕と左の鎖骨を骨折して胸骨の左のアバラ2本にひび、右の顔を強く打って麻痺してて歯は3本折れました。入院中はあまりの痛さとストレスにより円形脱毛症になってしまいました。自力で起き上がれず食べ物も食べられず点滴で10日後に手術をしました。それから1か月と10日入院しました。未だに右腕のリハビリに通っています。いずれまた右腕と左の鎖骨の金具をとる手術があります。
- 幸い家と家具等や、家族は怪我もなく無事でした。怪我をしても未だに完治せず、ゆれるとやはりとても怖くしばらく何もできずにいる状況です。
- でも食べていかなければなりませんので仕事には出ています。多少の不自由はありますが。